

社会福祉法人向陽会学生奨学金貸与規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人向陽会（以下「向陽会」という。）が看護師、介護福祉士等の養成を図るため、養成施設（以下「学校」という。）への入学を希望する者に対し、入学後の奨学金等の貸与を行い、もって、修学期間中の学費及び経済的援助を行うことを目的とする。

(被貸与者等)

第 2 条 この規程により、奨学金の貸与を受ける者を学生という。

- 2 被貸与者は、原則として各事業所・各職種毎に1名とし、対象年齢上限を40歳までとする。

(選考基準)

第 3 条 奨学金貸与を希望する学生は、下記の書類を提出しなければならない。また、書類選考後、面接を行うものとする。

- (1) 奨学金貸与申込書
- (2) 履歴書
- (3) 在学する学校の推薦書

(貸与契約)

第 4 条 奨学金の貸与に関し、学生と事業所とは別に定める様式により契約を締結するものとする。

(奨学金の貸与)

第 5 条 奨学金の額は、入学支度金として100,000円、他学費として月額50,000円とし、貸与期間は、その者が学校に入学したときから在学する最短修業年限の終期までとする。

(奨学金の貸与の休止)

第 6 条 被貸与者が休学したときは、休学中の学費の貸与を休止する。
ただし、被貸与者の経済状況等を勘案の上、引続き貸与することがある。

(奨学金の貸与の停止及び取りやめ)

第 7 条 学生が次の各号に該当すると認められる場合には、学費の貸与を停止するか、取り消すことができるほか、返還を命ずる場合がある。

- (1) 傷病・疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績が不良となったとき。
- (3) その他、学生としての素行に問題があるとき。

(貸与契約の解除)

第 8 条 被貸与者が次の各号に該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- (1) 退学（自己都合退学を含む。）
- (2) 死亡

(保証人)

第 9 条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を 1 人立てなければならない。

- 2 前項の保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して、この規程に定める一切の金銭債務を負担するものとする。
- 3 第 1 項の保証人は、父又は母（父母がともにいない場合は、兄弟又はこれに代わる者）とし、独立の生計を営む者とする。

(奨学金の免除)

第 10 条 被貸与者が、資格取得後、当該業務従事期間が下記貸与期間を超えた場合は、奨学金返還の債務を免除するものとする。

貸与期間	業務従事期間
2 年	2 年
3 年	3 年
4 年	4 年

(奨学金の返還)

第 11 条 被貸与者が退学し、又は除籍の処分を受けたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月から起算して 1 ヶ月以内に貸与を受けた入学支度金及び各日のそれぞれの額（返還基本額）を返還しなければならない。

- 2 被貸与者が、各事業所の採用試験に不合格となり、採用不可能と判断された場合には、奨学金を 1 ヶ月以内に全額返済しなければならない。
- 3 被貸与者が、国家試験に不合格の場合は、限定職員として 1 年間勤務し、当該年度の国家試験に不合格・退職する者については、奨学金を 1 ヶ月以内に全額返済しなければならない。
- 4 被貸与者が、学校を卒業後、引き続き前条に規定する期間センターに勤務しなかったときは、卒業後のセンターでの勤務月数に応じ減額した額をもってその者の返還基本額とする。

- 5 前項に規定する返還基本額は、入学支度金及び学費のそれぞれの貸与総額を貸与月数で除して得た額に勤務月数を乗じ、その額をそれぞれの貸与総額から控除した額の合算額とする。

(特例措置)

第 12 条 被貸与者が病気等やむを得ない事情に関しては、奨学金の返還額についてその一部を減額し、又は全部を免除することができる。

- 2 被貸与者が、国家試験に不合格の場合は、事業所に限定職員として勤務し、引き続き4年間勤務することにより、国家試験に合格しない場合においても奨学金の全部を免除することができる。

ただし、5年以内に退職するものは以下のとおりとする。

業務従事期間	免除率
2年	30%
3年	50%
4年	70%
5年	100%

(報告義務)

第 13 条 被貸与者は、養成学校が行う定期の試験後は、成績証明書を各事業所へ報告しなければならない。また、契約書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに報告しなければならない。

(雑 則)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な書類は、別に定めるものとする。

(その他)

第 15 条 この規程に定めるもの以外の事案が発生した場合は理事長・法人事務局長・各施設長が協議して決定することができる。

附 則

この規程は、平成29年10月1日より施行する。(改正日：平成29年9月27日)

(これに伴い、平成18年4月1日制定のやまびこ医療福祉センター看護学生奨学金貸与規程、平成29年4月1日制定のひまわり病院看護学生奨学金貸与規程は廃止するものとする。)

平成30年4月1日 一部改正 (改正日：平成30年3月6日)

奨学金申請に必要な書類

- ・奨学金貸与申込書
- ・履歴書
- ・在学する学校の推薦書
- ・契約書
- ・連絡先届出書
- ・口座振込依頼書
- ・在学証明書又は合格証明書及び成績証明書

平成 年 月 日

奨学金貸与申込書

事業所名 _____

管理者名 _____ 殿

住 所 _____

氏 名 _____

社会福祉法人向陽会学生奨学金貸与規程に基づき、下記理由により奨学金の貸与を申し出ますので、よろしくお願いいたします。

記

ふりがな							
氏 名		性 別	男 ・ 女	生年 月日	年 月 日	年 齡	歳
事業所名							
貸与理由							
貸与期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年)						

※ 添 付 書 類

- (1) 履歴書
- (2) 在学する学校の推薦書

契 約 書

社会福祉法人向陽会学生奨学金貸与規定に基づき、奨学金の貸与並びに保証に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 社会福祉法人向陽会（以下「甲」という。）は、奨学金の貸与を受けようとする者（以下「乙」という。）に対して、次に掲げる金額を貸与する。

- 一、入学支度金（入学時のみ入学金、制服代等にかかる必要経費等とし 100,000 円）
- 二、学費（月額 50,000 円（入学した時から在学する最終修学年限の終期までとし、その月額を毎月貸与する。）

第2条 乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その期間中の学費の貸与を行わないものとする。

第3条 乙が学校を卒業し資格取得後、甲の職員として勤務した期間が、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したときは、奨学金の債務を免除する。

- 2 第2条に定める休学又は停学による学費の休止期間は、前項の貸与期間とみなすものとする。

第4条 乙は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して1ヶ月以内に貸与を受けた入学支度金及び学費のそれぞれの額（返還基本額）を返還しなければならない。

- (1) 第3条に定める返還の債務を免除する期間に達する前に退職したとき。
- (2) 退学又は事故、疾病、死亡によりこの契約が解除されたとき。
- (3) 当事業所の採用試験に合格出来ず、採用不可と判断されたとき。

- 2 乙が、前項第1号の事由により退職したときは、卒業後の勤務月数に応じ、減額した額をもってその者の返還基本額とする。

- 3 前項に規定する返還基本額は、入学支度金及び学費のそれぞれの貸与総額を貸与月数で除して得た額に勤務月数を乗じ、その額を貸与総額から減額した額の合計とする。

第5条 乙は、第4条第1項各号の返還事由が生じたときは、入学支度金及び学費を一括返還しなければならない。

第6条 保証人は、乙と連携してこの契約に定める一切の金銭債務を負担するものとする。この契約の証として本書一通を作成し、下記の者がそれぞれ記名又は署名し、押印のうえ、甲がその原本を乙がその写しをそれぞれ保有する。

平成 年 月 日

甲	住 所	
	氏 名	印
乙	住 所	
	氏 名	印
保証人	住 所	
	氏 名	印

※乙及び、保証人は住民票を添付すること

平成 年 月 日

連絡先届出書

事業所名 _____

管理者名 _____ 殿

住 所 _____

氏 名 _____

社会福祉法人向陽会学生奨学金貸与規程に基づき、奨学金の貸与並びに保証に関し、次のとおり連絡先を届出致します。また、下記内容について変更が生じた場合は速やかに社会福祉法人向陽会へ連絡し報告致します。

本人	住 所	〒 _____
	連絡先1	
	連絡先2	
保証人	氏 名	
	住 所	〒 _____
	連絡先	

申請時は本人及び保証人、変更時は該当者の住民票を添付のこと

口座振込依頼書

平成 年 月 日

事業所名 _____

管理者名 _____ 殿

ふりがな

氏 名 _____

下記の口座へ振り込みを依頼致します。

区 分	
金融機関名	
支 店 名	
口座区分	1. 普通（総合） 2. その他（ ）
口座番号	
口座名義	

尚、振込口座については、奨学資金貸与者本人であること。

平成 年 月 日

契約解除申込書

事業所名 _____

管理者名 _____ 殿

住 所 _____

氏 名 _____

社会福祉法人向陽会学生奨学金貸与規程第8条に基づき、下記理由により契約の解除を申し出ますので、取り計らい方お願いいたします。

記

1. 届出年月日 平成 年 月 日

2. 理 由 _____

平成 年 月 日

推 薦 書

事業所名 _____

管理者名 _____ 殿

学 校 名

郵便番号

所 在 地

職 名

氏 名

公印

貴法人の奨学金（学生）について、下記のとおり推薦します。

記

1. 被推薦者

氏 名

(第 学年)

2. 推薦理由

就職支度金規程

(目的)

第 2 条 この規程は、社会福祉法人向陽会が経営する施設の人材確保及び充実を図ることを目的として定める。

(支給の対象者)

第 2 条 就職支度金の対象者は、新卒採用の正規職員として採用決定された次の者に限る。

(1) 介護福祉士、看護師、保育士

(2) その他の職種・事案については、理事長・法人事務局長・各施設長が協議して改定することができる。

(就職支度金の金額)

第 3 条 就職支度金の金額は、200,000円とする。

2 前項の就職支度金は、所得税法により、源泉所得税を控除した金額を支給する。

(就職支度金の支給期日)

第 4 条 就職支度金は、採用予定日の前日までに、採用が決定された者に支給する。ただし、本人の意志により辞退することができる。

(就職支度金の返納)

第 5 条 就職支度金の支給を受けた者が1年未満で退職した場合は、次のとおり就職支度金を退職日の前日までに返納するものとする。

(1) 採用日から6ヶ月未満で退職した場合 全額返金

(2) 採用日から6ヶ月以上1年未満で退職した場合

50%の額を返納

2 前項の規程にかかわらず、本人が死亡または労働災害により引き続き勤務することができなくなったことにより退職した場合は、就職支度金の返納は免除するものとする。

(変 更)

第 6 条 この規程を変更する場合は、理事会が決定する。

附則 この規程は、令和3年7月1日から施行する。